

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第2回南九州警察署協議会
会 議 日 時	令和6年11月15日金曜日午後1時30分～午後3時30分
会 議 場 所	南九州警察署 会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下8人 2 警察署 署長以下8人
<p>(会議の概要)</p> <p>1 会議次第 (1) 会長挨拶 (2) 協議等 ア 管内の治安情勢等について イ 質疑・要望等 ウ 次回会議の日程等 (3) 剣道訓練視察</p> <p>2 委員からの意見・要望の提言等 (委員) ノンアルコールビールの運転は、飲酒運転とならないのかを伺いたい。</p> <p>(署長) ノンアルコール飲料の定義については、アルコール分「1%未満」、味わいが酒類に類似しており、満20歳以上の者の飲用を想定・推奨とされている。ノンアルコールビールであっても、アルコール分を含有するものでは、飲んだ量・体質・体調によって「酔った状態」になる場合がある。飲酒運転に係るアルコールの程度については、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上となっている。同数値未満のアルコールの程度では「酒気帯び運転」の罰則対象には該当しないが、道路交通法において、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と規定されているので、「酒気帯び運転」の罰則対象ではなくても車両等の運転を控えるように指導している。ただし、「酒酔い状態」と認定された場合は、アルコールの程度が同数値未満であっても罰則の対象となる。</p> <p>(委員) 高齢者マークの表示（車への貼付け）は、向きなどの決まりがあるのかを伺いたい。</p> <p>(署長) 同マークの表示位置等については、道路交通法において、「車体の前面と後面の所定の位置」、道路交通法施行規則で、「地上0.4メートル以上1.2メートル以下の位置に前方又は後方から見やすいように表示」と規定されている。また、道路運送車両法の保安基準で、同マークを前面ガラスに取り付けることは禁止されている。特に、向きについては明記されていない。</p> <p>(委員) 先日、自分の携帯電話に、警視庁の警察官を名乗る男から、「あなたのカードが四国で使われている。名前と住所を教えてくれ。」という内容の電話がかかってきた。その中で名前だけは教えたが、途中で「おかしい。」と思い、一旦電話を切り、相手が言った連絡先に電話をした。すると、警視庁の存在する部署につながったが、電話をかけて来た男は実在せず、「オレオレ詐欺の電話だ。」と分かった。この時、どこにも通報しなかったが、この後、どうすれば良かったのかを伺いたい。</p> <p>(署長) 今、話された警察官をかたるもののほか、総務省等公の機関をかたる詐欺事件が全国で多発している。相手の電話番号が分かれば、使えなくする対策が執れるので、警察に連絡していただきたい。また、電話番号の最初に「+」が付く番号については、外国からかかってくるものが多く、詐欺電話の可能性があるので、同じく、警察へ連絡していただきたい。</p> <p>(委員) 刑法犯の認知状況の区分について、世間を賑わしている指示役がいる闇バイトに係る事件は、どの区分に入るのかを伺いたい。</p>	

- (署長) 家に押し入り、家人に暴行したり、怪我を負わせたりして金品を盗むものは、「強盗」であり、「凶悪犯」の区分に入る。「凶悪犯」の中には、強盗のほか、殺人、放火、不同意性交等も入る。
- (委員) 高齢者マークを車に付けていない運転手には罰則があったり、注意したりするのかを伺いたい。
- (署長) 高齢者マークの使用は70歳からの運転手が対象で、着用義務ではなく、努力義務となっている。警察としては、指導という形で着用を促している。また、着用することで防衛運転にもつながる。
- (委員) 高齢者マークの着用のメリットについて伺いたい。
- (署長) 先ほども御説明したとおり、防衛運転につながる。マークを付けた車を見掛けたら、「守ってあげましょう。」という周りの運転手の義務みたいなものが生まれる。また、交通事故のリスクを減らせるものと考えられる。
- (委員) 運転免許証の返納について、管内の状況を伺いたい。
- (署長) 令和5年中の自主返納については、約120件の取扱いがあった。今年10月末現在で、昨年1年間の件数を既に取り扱っている。自主返納した場合には、当署では、「自主返納カード」というものを作成し、希望者には発行している。このカードには、顔写真、氏名及び住所及び返納した日が記載されているが、公的身分証にはならない。しかし、メリットとして、公共交通機関の割引乗車や無料乗車ができる。
- (委員) 自主返納カードは公的身分証にならないことやマイナンバーカードも今後、顔写真を付けないということを聞いているが、警察としてはどのようにして本人であることを確認するのかを伺いたい。
- (署長) 現在、全国の警察で免許証とマイナンバーカード等の一体化について検討中である。警察としては、公的身分証として使える「運転経歴証明書」を希望者には発行する方針と聞いているので、その身分証により本人であることを確認できると考えている。

備 考	
-----	--